

(健Ⅱ83)

令和2年5月1日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平川 俊夫



### 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握や必要な支援への取組については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」およびQ&Aについて（令和2年4月24日付（健Ⅱ71））にて通知しております。

今般、厚生労働省より、各都道府県、指定都市及び中核都市宛て「「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」の通知がなされ、本会宛て協力方依頼がありました。

本件は、要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施することとして、各地方自治体へ適切な対応を依頼し、実施にあたっては医師会等の関係団体との協力を求めるものです。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市 区医師会及び関係医療機関等への周知協力方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年4月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

### 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、政府において、今般、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施し、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保することとされ、「「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号）により、各地方自治体宛に適切な対応について依頼したところです。（別添参照）

このプランにおいては、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等について、役割分担を決めて定期的に状況の把握を行うとともに、これらの定期的な把握も含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、更に地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化することとしています。

つきましては、貴会におかれましても、これらの取組の趣旨について、ご理解いただき、要保護児童対策地域協議会を中心とする支援対象児童等の定期的な状況の把握や、支援ニーズが高い子ども等を早期に発見するための見守り体制の強化について、ご協力いただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願ひいたします。

子発 0427 第3号  
令和2年4月27日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっています。

こうした中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」(令和2年4月10日付け事務連絡)等を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握とともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

今般、要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」(別添1)を下記のとおり実施することといたしました。各自治体におかれましては、下記に沿って、支援対象児童等の定期的な状況把握を行うとともに、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制を強化し、支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)への周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 支援対象児童等の定期的な状況把握

###### (1) 支援対象児童等の区分と役割分担の決定

市町村(特別区を含む。以下同じ)要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について、①就学児童、②保育所、幼稚園等の児童、③特定妊婦、

④未就園児等に区分し、確認に係る役割分担を行うこと。

(定期的な状況把握・支援を主として担う機関)

- ①就学児童：学校（休業中の場合も含む）
- ②保育所、幼稚園等の児童：保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
- ③特定妊婦：市町村の担当部局
- ④未就園児等：要対協で主たる支援機関を決定

## （2）支援対象児童等の状況把握の実施

支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況把握（少なくとも1週間に1回）を行うこと。

なお、確認方法については、感染防止の観点から、ＩＣＴ機器を用いた通信手段による状況の確認を行うなど、柔軟な方法も考えられる。

### ① 就学児童について

学校休業中の支援対象児童については、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して発出した通知（別添2）に基づき、学校において定期的な状況の把握が行われるため、教育委員会をはじめとした学校関係者と連携し、状況の把握を行うこと。

### ② 保育所、幼稚園等の児童について

登園自粛や臨時休園を行っている保育所、幼稚園等の支援対象児童については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から発出した事務連絡（別添3～5－2）に基づき、保育所、幼稚園等において定期的な状況把握が行われるため、保育所、幼稚園等と連携し、状況の把握を行うこと。

### ③ 特定妊婦について

特定妊婦の家庭については、市町村において、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点における相談支援や、母子保健事業における保健指導や相談支援、養育支援訪問事業（育児用品の配布等）等を有効に活用するとともに、地域のネットワークを最大限活用し、定期的な状況の把握を行うこと。

### ④ 未就園児等について

要保護児童対策地域協議会において、主たる支援機関を決め、地域のネットワークも最大限活用して、定期的に状況を把握すること。また、生活保護や障害福祉等の各種福祉サービスを利用している場合の福祉事務所の担当職員等による生活状況の確認等の機会を活用した状況の把握や、一時預かり等の福祉サービス等の利用と連携した状況の把握を行うこと。

※ 支援対象児童等の状況の把握においては、少なくとも1週間に1回の見守りを原則とするが、③及び④の支援対象児童等については、把握した養育状況等に応じて、関係機関で協議の上で、適宜、確認頻度の見直しを行うこと妨げるものではない。

※ 189等の通告や、子育て相談窓口、DV相談窓口等との連携のもと、支援が必要な

子どもの把握を行い、各ケースについて適切にアセスメントの上、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のケース登録を行い、状況を把握すること。

### (3) 確認した情報の集約と進捗管理等

(2) で確認した情報については、要保護児童対策地域協議会で集約し、進捗管理を行い、関係機関で情報共有を行うとともに、必要に応じて実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等により支援方法等を検討し、必要な支援・措置（児童相談所による一時保護等を含む）につなげること。

### (4) 地域のネットワークの活用

都道府県・市町村の保健部門を中心に新型コロナウイルス感染症への対応に注力している中で、人的資源の投入にも制約もあることから、支援対象児童等の把握に当たっては、行政機関のみならず、日常的に子どもと接する機会を有する地域の民間団体等の協力も得るなど、様々な地域のネットワークを活用して行われたいこと。

#### （参考例）

- ・子育てひろばや子ども食堂（食事の宅配等を含む）を運営する民間団体との連携
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・母子保健推進委員との連携
- ・人権擁護委員との連携

## 2. 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

1 の支援対象児童等の状況の定期的な把握を含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、さらに地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化されたいこと。

特に、現下の行政機関の保健部門を中心とする新型コロナウイルス感染症対応の状況にも鑑み、地域の見守り体制については、民間団体も含めて、地域の様々な機関・団体等に幅広く協力を求め、地域で力をあわせ、協働して取り組んでいく必要がある。

厚生労働省においても、これらの関係機関や団体を所管する関係各府省に対しても、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく地域の見守り体制について協力をお願いしたところである。

また、これらの民間団体等に地域の見守り体制への協力を求めるに当たっては、「子育て支援訪問事業」、ひとり親家庭等に対する「子どもの生活・学習支援事業」、

生活困窮世帯等に対する「子どもの学習・生活支援事業」等の国庫補助事業も有効に活用し、必要な支援を行われたいこと。

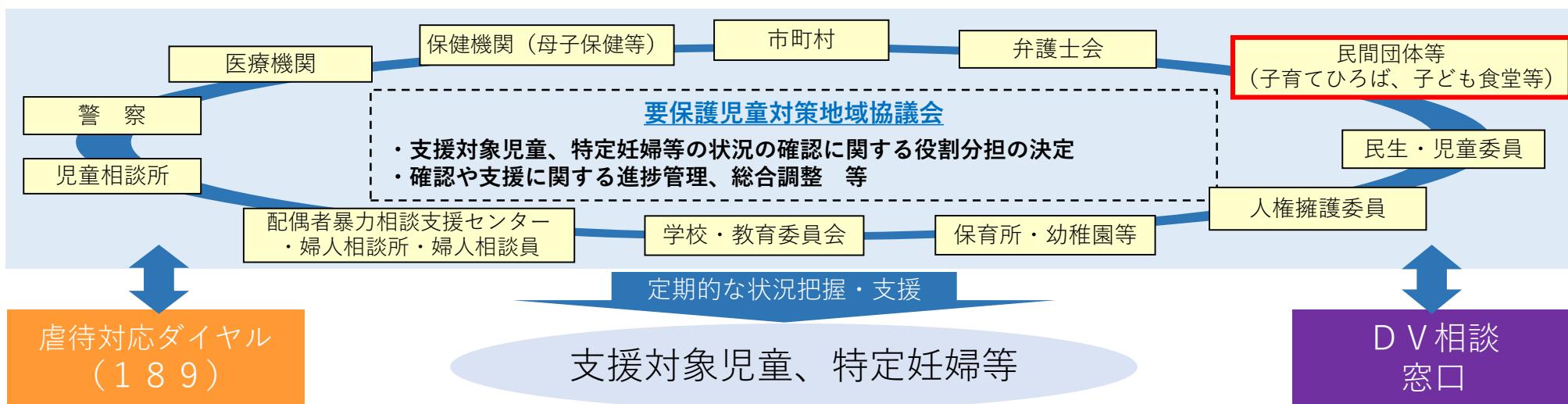
なお、要保護児童対策地域協議会の対面での開催が困難な場合には、インターネットを活用した会議の開催も有効と考えられることから、インターネット会議システムの導入等に対する補助を含む「子どもを守る地域ネットワーク事業」も有効に活用されたいこと。



# 子どもの見守り強化アクションプラン

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

- <実施主体>** 市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要対協）
- <対象児童等>** 要対協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」
- <実施方法>**
- 要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認（少なくとも週1回）**。
  - 地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。
  - 状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）**につなげる。  
※見守り・支援を主として担う機関
    - 就学児童 → 学校（休業中の場合も含む）
    - 就学前児童 → 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
    - 特定妊婦 → 市町村の担当部局
    - 未就園児等 → 要対協で主担当を決める
- <国等の支援>** 民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。



- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

## 1. 様々なチャネルを通じた子どもの実態把握と支援

### □ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

### □ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

### □ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

## 3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

### □ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

### □ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

## 2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

### □ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、ツイッター、フェイスブックでも周知）
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

### □ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

## 4. 体罰等による子育ての推進

### □ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等による子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

### □ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携

**臨時休業中の学習の保障等について(新規)**

学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等についてまとめましたので通知いたします。

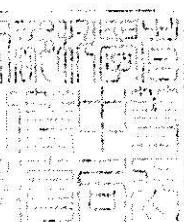


2文科初第154号  
令和2年4月21日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各國公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、  
高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等に  
ついて（通知）

先般実施した「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関する学習指導等の取組状況調査」の結果、個別の児童生徒の学習支援・心身の確認状況等に自治体間に大きな差が見られることなどが明らかになりました。このような実態を踏まえ、臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について以下のとおりまとめましたので、各学校及びその設置者におかれましては取組を徹底していただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県教育委員会におかれましては、別添のチェックリストを用いて、域内の市町村における取組状況について報告いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校

及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学長におかれでは、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

## 記

### 1. 臨時休業中の学びの保障等について

学校保健安全法第20条においては、感染症の予防上必要があるときは、学校はその設置者の判断により臨時休業を行うことができることと規定されている。

これに基づき設置者が義務教育諸学校の臨時休業を行う場合においても、公教育の果たすべき役割に変わりはなく、義務教育は、

- ・憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものであり、義務教育として行われる普通教育の「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」（教育基本法第5条第2項）という目的は、すべての児童生徒に対して実現されるべきものであること
- ・全国どの地域においても一定水準の保障された学校教育を行うことは、家庭や地域の経済的・社会的状況等にかかわらず、子供たちに教育の機会均等を確保する上で重要な役割を有していること

等について十分留意し、必要な対応を行うことが求められる。

なお、高等学校等においても、中学校等を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として極めて重要な役割を果たしていることから、臨時休業期間中の学習指導等について、高等学校等の生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。

### 2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

#### (1) 特定警戒都道府県も含め、すべての地域において最低限取り組むべき事項について

##### ①学習指導に関するこ

令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（以下「学習指導通知」という）等において示しているとおり、臨時休業期間中にあっても、各設置者及び学校等が主体となって児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じることが不可欠である。

各設置者においては、各学校が必要な措置を遅滞なく講じられるよう、下

記のような学校を支援するための取組を速やかに講じるとともに、各学校の取組状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。都道府県教育委員会においても、域内の市区町村教育委員会の状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。

#### ア. 学校が課す家庭学習の充実

学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、学習指導通知に記載の家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。その際、別紙の「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること。

なお、出席停止措置となっている児童生徒など、やむを得ない理由により教科書が給与できていない場合にも、郵送等の手段により、速やかに給与すること。

また、ICTや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行うこと。その際には、文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」も適宜活用すること。

(参考)

#### ○子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

#### イ. 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。

#### ウ. ICTの最大限の活用

「ア」及び「イ」で述べたとおり児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ＩＣＴを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（補償金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

## ②児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。また、新型コロナウィルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

(参考)

○24時間子供SOSダイヤル

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

## ③取組にあたっての留意事項

児童生徒の状況等から、対面での指導（児童生徒の心身の状況把握や心のケアを含む）等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

### (2) 地域の状況に応じて取り組むべき事項について

地域や学校、児童生徒の状況を踏まえ、可能な場合においては、分散登校等による登校日の設定や家庭訪問の実施など、教師による対面での学習指導及び学習状況の把握を通じたきめ細かな対応を行うこと。

また、学校図書館についても、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登

校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ること。

### 3. 臨時休業を行う場合の教職員の勤務について

#### (1) 在宅勤務や時差出勤等について

臨時休業を行う場合の教職員の勤務については、「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日）や「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただいているところであるが、その場合であっても、「1」で述べたとおり、公教育の果たすべき役割は変わるものではなく、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはならないことである。

このため、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

具体的には、「2（1）」に述べた児童生徒への学習指導や児童生徒の心のケア等の最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。

その際には、児童生徒の学習に大きなつなづきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応できず児童生徒や保護者等と対面することが必要な状況も考えられ、このような場合においては、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。

なお、こうした業務を行う場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。）を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行うこと。また、教職員が出勤する場合にあっては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月6日付け2初初企第1号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知）等を踏まえ、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの職場内の感染防止行動等を徹底すること。

#### (2) 在宅勤務におけるICTを活用したテレワークの実施について

今回のような緊急時においては、ICTを活用したテレワークが業務の継続性からも極めて有効である。

その実施にあたっては、学校設置者や各学校の平常時の一連の各種ICT利

用のルールにとらわれることなく、学校の端末を持ち帰ったり、家庭の端末を利用したりして、各教職員が情報管理に十分配慮しつつ、ICT環境を最大限活用すること。

その際には、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを適正かつ積極的に活用することで、成績情報等の機微情報を物理的に持ち運ぶ必要もなくなる。

一方、他の手段がなくやむを得ず USB 等の記録媒体を用いて機微情報を運ぶ場合には、ファイルの暗号化、記録媒体そのものの保護の徹底、作業後の確実な削除、ウイルスチェックなど、各教職員が機微情報の扱いに細心の注意を払うこと。

#### 4. 学習取組状況のフォローアップについて

各都道府県においては、域内の区市町村における取組状況について、別添2のチェックリストを用いて確認いただき、4月28日（火）までに、別添1により各都道府県における取組状況や課題等について文部科学省にお知らせいたくようお願いいたします。

<本件連絡先>
文部科学省:03-5253-4111(代表)
○学習指導に関する事 初等中等教育局 教育課程課(内2367)
○教科書の給与に関する事 初等中等教育局 教科書課(内2411)
○ICTの活用に関する事 初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2085)
○心身の状況の把握、心のケア等に関する事 初等中等教育局 児童生徒課(内2905)
○教職員の勤務に関する事 ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588) ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
○全般を通じた学校における保健管理に関する事 初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
○「4.」に関する事 初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950) 連絡先:kenshoku@mext.go.jp

## 臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

都道府県名 :

## ○都道府県内の市町村における取組状況について

別添2により確認した都道府県内の状況を踏まえ、以下の項目のいずれかにチェックの上、提出してください。

- 全ての市町村において、学習の保障等に関する取り組みがしっかりと行われている。
- 大部分の市町村において、学習の保障等に関する取り組みが行われている。(概ね70%以上)
- 多くの市町村で、学習の保障等に関する取組が十分行われていない。

## ○別添2により確認した区市町村の状況を踏まえ、課題等があれば以下に記載し、提出してください。(任意)

(自由記述)

## 臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

区市町村名：\_\_\_\_\_

取組内容	○ or ×
<b>1. 家庭学習</b>	
①すべての児童生徒について、教科書の給与が完了しているか。	
②各教科等について、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課しているか。	
③家庭学習を課す際には、「学習計画表」なども参考に、計画性を持って課しているか。	
④個々の児童生徒との間で、電子メール等のＩＣＴや電話、郵便等を活用して、学習指導や学習状況の把握を行っているか。	
⑤家庭環境やセキュリティにも留意しつつ、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなどあらゆる工夫をしているか。	
<b>2. 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等</b>	
①電話等を通じ、定期的に児童生徒の心身の健康状態の把握をしているか（概ね2週間に1回程度）。	
②要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒について、本人との電話等により、定期的に児童生徒の状況の把握をしているか（概ね1週間に1回以上）。	

# 1 しゅうかんのけいかくひょう

\_\_\_年\_\_\_組\_\_\_番 名前\_\_\_\_\_

こんしゅうのめあて

かきかたの  
み見本

		がくしゅう 学習するきょうかとないよう、うんどう	ふり かえり	おうち ひと の人の しるし
	4月13日 げつ (月)	おきたじかん 8:30 たいおん 36.6℃	おんごく <こくご>きょうかしょの音読、かんじドリル <さんすう>けいさんドリル、プリント <たいいく>なわとび	◎ ✓
	月 日 げつ (月)	おきたじかん たいおん	< > < > < >	
	月 日 か (火)	おきたじかん たいおん	< > < > < >	
	月 日 すい (水)	おきたじかん たいおん	< > < > < >	
	月 日 もく (木)	おきたじかん たいおん	< > < > < >	
	月 日 きん (金)	おきたじかん たいおん	< > < > < >	

「こんしゅうのめあて」のふりかえり

ひと  
おうちの人から一言

せんせい  
先生から一言

- ①学習するきょうかを < > の中にかき、そのとなりにないようをかきましょう。たいいく・うんどうのないようは、べつのシートにもかきましょう。
- ②学習がおわったら、ふりかえりましょう。よくできた◎ できた○ もうすこし△
- ③おうちの人にかくにんしてもらいましょう。

# 1週間の計画表

\_\_\_年\_\_\_組\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

今週のめあて

		しゅう 学習 計画 (教科、内容)、運動	しゅう 学習 時間	ふり かえ 返り	家の人の かく にん
書き方 の見本	お起きた時間 8:30	<国語> 音読(p.5-15)、漢字ドリル(2・3) <算数> 計算ドリル(p.6-10)、プリント <体育> なわとび	2 時間 30 分	◎	✓
	体温 36.5°C				
月 日 (月)	お起きた時間	< > < > < >	時間 分		
	体温				
月 日 (火)	お起きた時間	< > < > < >	時間 分		
	体温				
月 日 (水)	お起きた時間	< > < > < >	時間 分		
	体温				
月 日 (木)	お起きた時間	< > < > < >	時間 分		
	体温				
月 日 (金)	お起きた時間	< > < > < >	時間 分		
	体温				

「今週のめあて」のふり返り
家人から一言
先生から一言

- ①学習する教科を < > の中に書き、そのとなりに内容を書きましょう。体育・運動の内容はべつのシートにも書きましょう。
- ②学習が終わったら、学習時間を書きましょう。
- ③学習の内容をふり返りましょう。 よくできた◎ できた○ もう少し△
- ④家人にかくにんしてもらいましょう。

# 週間計画表

\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

今週のめあて（学習のめあてと生活のめあてを両方書きましょう）

		学習計画（教科、内容）、運動	学習時間	ふり返りコメント	家の人の かくにん 確認
例	起きた時間 8:30	〈国語〉音読(5-15 ページ)、漢字ドリル(3・4) 〈算数〉計算ドリル(6-10 ページ)、プリント 〈社会〉世界の国々の特色調べ 〈家庭科〉みそしるをつくる 〈体育〉体をのばす・ほぐす運動	3 時間 30 分	国によって気候がちがい、作られる農作物や主食も全然ちがった。寒い地域や暖かい地域も、もっと調べてみたい。	<input checked="" type="checkbox"/>
	体温 36.5℃				
月 日 (月)	起きた時間		時間 分		
	体温				
月 日 (火)	起きた時間		時間 分		
	体温				
月 日 (水)	起きた時間		時間 分		
	体温				
月 日 (木)	起きた時間		時間 分		
	体温				
月 日 (金)	起きた時間 体温		時間 分		

「今週のめあて」のふり返り
家人から一言
先生からのコメント

- ①学習する教科を〈 〉の中に書き、そのとなりに内容を書きましょう。体育・運動の内容は別のシートにも書きましょう。
- ②学習が終わったら、学習時間を書きましょう。
- ③学習の内容をふり返り、コメントを書きましょう。
- ④家人に確認してもらいましょう。

# 週間計画表

\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

今週の目標 (学習面、生活面の双方から書くこと)

毎日のタイムスケジュール

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

		学習計画 (教科、内容)、運動	学習時間	振り返りコメント
例	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 8:30	〈国語〉プリントNo.3-5、古文の音読(p.34-41) 〈数学〉教科書の復習問題、応用問題(p.5-12) 〈理科〉学習動画視聴(第2、3回) 〈音楽〉アルトリコーダー 〈体育〉ジョギング(3km)	4 時間 0 分	かっこを外すときに、プラスマイナスを間違えることが多かった。マイナスが出て来た時には符号が逆になることを意識したい。
月 日 (月)	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 体温		時間 分	
月 日 (火)	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 体温		時間 分	
月 日 (水)	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 体温		時間 分	
月 日 (木)	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 体温		時間 分	
月 日 (金)	起 <sup>しおう</sup> 床 <sup>ゆみ</sup> 時間 体温		時間 分	

「今週の目標」の振り返り

担任からのコメント



# 運動取組カード

(小学生用)

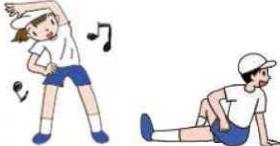
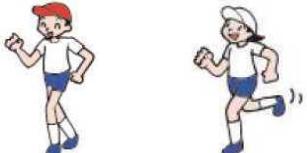
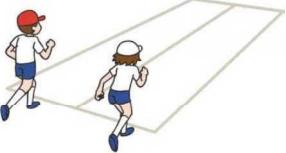
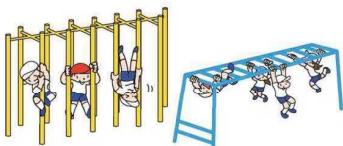
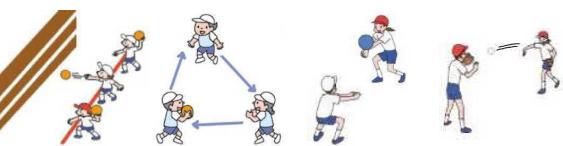
年 組 名前 \_\_\_\_\_

★★★ 毎日、30分くらいを目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。★★★

目標	今週は、( ) 日、30分 運動できるようにする！								※目標を達成するためにがんばりたいことなどを書きましょう。
日付	取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○でかこみましょう。)								運動した時間
/ (月)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (火)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (水)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (木)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (金)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (土)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
/ (日)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取り組めた日は○を書きましょう。 ( )
振り返り	今週は、( ) 日、30分 運動することができた！					※運動に取り組んだ感想などを書きましょう。			

# 屋外で行える運動の例（小学生）

- 運動不足にならないように、なるべく屋外で毎日30分くらいを目安に運動しましょう。
- 以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせて行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

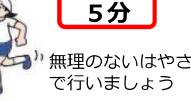
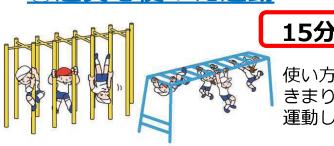
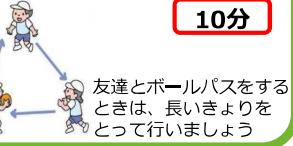
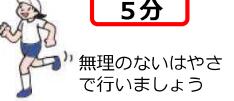
体を伸ばす・ほぐす運動	ウォーキング、ジョギング	なわとび	かけっこ
5分くらい	10~15分 5~10分	5~10分	5分くらい
			
準備運動をしっかり行いましょう	無理のないはやさで、続けて行いましょう	いろいろなとび方をしましょう	短いきよりを全力で走りましょう
遊具を使った運動	竹馬や一輪車などに乗る運動	ボールを使った運動	
10~15分	10~15分	10~15分	
			
使い方のきまりを守って運動しましょう	長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう	的当てやボールパス、キャッチボールなどをしましょう	

\* 赤いわくの中の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

## 注意！

- 多くの人が集まるような運動をしないで、なるべく1人で運動しましょう。
- 少ない人数で運動するときは、ほかの人と長いきよりをとって行うようにしましょう。
- 運動するときも、いきが苦しくなければ、できるだけマスクをしましょう。
- 用具や遊具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ、さけるようにしましょう。
- 運動する前や運動した後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具や遊具を使った後は念入りに手を洗いましょう。

# 屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（小学生）

【例 1】家や近くの公園などで運動する場合			
①体を伸ばす・ほぐす運動	②ウォーキング	③なわとび	④ボールを使った運動
			
5分	10分	5分	10分
準備運動をしっかり行いましょう	安全な場所で無理のないはやさで行いましょう	できるとび方で続けて何回とべるか挑戦しましょう	運動する場所のきまりを守り、安全にできる運動を選んで行いましょう
【例 2】遊具が使える公園などで運動する場合			
①体を伸ばす・ほぐす運動	②ジョギング	③なわとび	④遊具を使った運動
			
5分	5分	5分	15分
準備運動をしっかり行いましょう	無理のないはやさで行いましょう	いろいろなとび方に挑戦しましょう	使い方のきまりを守って運動しましょう
【例 3】校庭や運動場などで運動する場合			
①体を伸ばす・ほぐす運動	②かけっこ	③遊具を使った運動	④ボールを使った運動
			
5分	5分	10分	10分
準備運動をしっかり行いましょう	短いきよりを全力で走りましょう	使い方のきまりを守って運動しましょう	友達とボールパスをするときは、長いきよりをとって行いましょう
【例 4】校庭や運動場などで、いろいろな用具を使って運動する場合			
①体を伸ばす・ほぐす運動	②ジョギング	③ボールを使った運動	④竹馬や一輪車などに乗る運動
			
5分	5分	10分	10分
準備運動をしっかり行いましょう	無理のないはやさで行いましょう	校庭のきまりを守り、安全にできるものを選んで行いましょう	長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、バドミントン、テニス・バット・ラケットのすり、一人でできるダンス、腕立て伏せ、上体起こし など



# 運動取組カード

(中高生用)

年 組 名前 \_\_\_\_\_

★★★ 毎日、30分～60分程度を目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。★★★

目標	運動に取り組む日数 30分程度（　　）日・60分程度（　　）日				※目標達成のために配慮することなどを書きましょう。	
日付	取り組んだ運動（取り組んだ運動を○で囲みましょう。）				運動時間合計	
	体の柔らかさ	動きを持続する能力	巧みな動き	力強い動き		
/ (月)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (火)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (水)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (木)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (金)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (土)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
/ (日)	ストレッチ その他 ( )	ウォーキング その他 ( )	ジョギング その他 ( )	繩跳び 連続ジャンプ、サイドステップなど その他 ( )	腕立て伏せ、上体起こしなど その他 ( )	分 60分運動した：○ 30分運動した：○ ( )
振り返り	運動に取り組んだ日数 30分程度（　　）日・60分程度（　　）日			※運動に取り組んだ感想等を書きましょう。		

# 屋外で行える運動の例（中高生）

- 運動不足にならないように、なるべく屋外で毎日30～60分程度を目標に運動をしましょう。
- 以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせて行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

## ストレッチ

5分程度

柔 体の柔らかさを高める運動



体の各部位を伸ばして  
体の柔らかさを高めましょう

## ウォーキング、ジョギング

10～20分

10～15分

持 動きを持続する能力を高める運動



自分の体力に応じたペースを  
維持して行いましょう

## 連続ジャンプ、サイドステップなど

5～15分

巧 巧みな動きを高める運動



片足や両足での連続跳びや  
左右への移動を、リズミカルに行ったり  
素早く行ったりしましょう

## 腕立て伏せ、上体起こしなど

10～20分

力 力強い動きを高める運動



自分の体重等を利用して、腕や脚の屈伸をしたり、  
上げ下ろしをしたり、同じ姿勢を維持したりしましょう

## 縄跳び

5～15分

持 動きを持続する能力を高める運動

自分で決めた一定の時間  
や回数を続けて跳びましょう

巧 巧みな動きを高める運動

素早く跳んだり、いろいろな  
跳び方に挑戦したりしましょう

## 球技

20～30分

巧 巧みな動きを高める運動



シュートやパス、キャッチボールやラリーなど  
1人や少人数で密接せずにできる運動をしましょう

\* 赤枠の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

## 注意！

- 大人数が密集するような運動は行わず、なるべく1人で運動しましょう。
- 少人数で運動をするときは、他の人と密接しないように十分な間隔をあけましょう。
- 運動するときも、息が苦しくなければ、できるだけマスクを着用しましょう。
- 用具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ、避けるようにしましょう。
- 運動の前後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具を使った後は念入りに手を洗いましょう。
- 学校が臨時休校の場合、部活動は自粛してください。これは部活動を推奨するものではありません。

# 屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（中高生）

## 【例1】家庭や近くの公園で運動する場合

30分



5分

柔

可動範囲を徐々に広げる  
など、無理の  
ないように  
行いましょう



②ウォーキング 10分

持

公道を利用して  
行う際は、安全に  
配慮しましょう



③縄跳び 5分

巧

素早く跳んだり、  
いろいろな跳び方に  
挑戦したりしましょう



④腕立て伏せ、上体起こし

10分

力

自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

## 【例2】家庭や近くの公園で運動する場合

45分



5分

柔

可動範囲を徐々に広げる  
など、無理の  
ないように  
行いましょう



②ウォーキング 15分

持

公道を利用して  
行う際は、安全に  
配慮しましょう



③縄跳び 5分

持

時間を決めて  
続けて  
跳びましょう



④連続ジャンプ、  
サイドステップ

10分

巧  
リズミカルに跳んだり  
素早く跳んだりしま  
しょう



⑤腕立て伏せ、  
上体起こし 10分

力

自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

## 【例3】校庭や運動場などで運動する場合

45分



5分

柔

可動範囲を徐々に広げる  
など、無理の  
ないように  
行いましょう



②ジョギング 10分

持

自己の体力に応じた  
ペースを維持して  
行いましょう



③球技 20分

巧

相手と十分な  
間隔をあけて  
ラリーなどを  
行いましょう



④腕立て伏せ、  
上体起こし

10分

力

自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

## 【例4】校庭や運動場などで運動する場合

60分



5分

柔

可動範囲を徐々に広げる  
など、無理の  
ないように  
行いましょう



②ジョギング 10分

持

自己の体力に応じた  
ペースを維持して  
行いましょう



③球技 30分

巧

相手と十分な  
間隔をあけて  
ラリーなどを  
行いましょう



④腕立て伏せ、  
上体起こし

5分

持

時間を持めて  
続けて  
跳びましょう



⑤腕立て伏せ、  
上体起こし 10分

力

自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、短距離走、バット・ラケット・竹刀の素振り、一人ができるダンス など

1. 幼稚園において臨時休業を行う場合の（1）家庭及び地域における教育の支援等及び（2）児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供についてまとめましたのでお知らせします。（新規）

事務連絡  
令和2年4月23日

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各國公立大学法人学校事務主管課 御中

各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の1.（1）家庭及び地域における教育の支援等及び（2）児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について下記の通りまとめましたので、内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるよう御願いします。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項について

（1）家庭及び地域における教育の支援等

幼稚園における臨時休業を行う際の考え方については、緊急事態宣言の対象区域が全国になっている現在、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（別添1）の1.

（3）以降に示したとおりとなりますが、このたび発出された「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和元年4月21日初等中等教育局長通知）

（別添2）において、児童生徒の心身の状況の把握と心のケアや、臨時休業を行う場合の教職員の勤務等、幼稚園にとって参考になる事柄がより具体的に示されています。については、同通知も参考にしていただき、自宅で過ごす幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児本人とも直接電話等で対話すること等により、幼児の健康状態の把握や心のケア等、家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うこと、また、在宅勤務や時差出勤を適切に実施すること等、各幼稚園において、家庭及び地域における教育の支援等に努めていただくよう、お願ひいたします。

（2）要保護児童対策協議会に登録されている支援対象幼児に関する状況把握等

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の幼児に関しては、臨時休業に伴い在宅時間が増加することに伴う児童虐待のリスク等も踏まえ、各園において、電話等で定期的に幼児の状況を把握するようお願いします（概ね1週間に1回以上）。加えて、自治体等を通じて児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、幼児に対する必要な支援を行っていただきますようお願いします。

2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について（再周知）

幼稚園において幼児や職員が罹患した場合の関係者への情報提供については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日付事務連絡）において、「都道府県等（※）は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、学校の設置者と連携して、学校を通じ、保護者等に対しても、同様に情報を提供する」とされていることを踏まえ、担当の部局と連携し、適切に対応いただきますよう、改めてお願いします。

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区

なお、一部の保育所で職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等を受け、先般、保育所等において子どもや職員が罹患した場合の保護者への情報提供等の対応について、厚生労働省から別添3の事務連絡が発出されていますので、参考に送付いたします。

【担当】文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
TEL 03-5253-4111（内線）3136  
直通 03-6734-3136  
FAX 03-6734-3736

## Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版)

### 1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

#### (1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

#### ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれとは異なることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

#### イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

#### ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

#### エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

## オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

### (2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

#### 『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照<sup>1</sup>。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

<sup>1</sup> 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2~3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」<sup>2</sup>を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

### 1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

### 2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

---

<sup>2</sup> 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) (抜粋)

#### IV. 提言

##### 1. 地域区分について

###### (2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種 指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものと考える。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

###### ①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4 脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

###### <想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」<sup>2</sup>（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容を、より強く徹底していただく必要がある）。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
  - ・期間を明確にした外出自粛要請、
  - ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
  - ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
  - ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。（下線は文部科学省）

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

## II.状況分析等

### 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

### 8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。  
(下線は文部科学省)

### (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- ・ 市町村においても対策本部が設置され<sup>3</sup>、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。

#### ① 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- ・ 後述の「2 (2) 登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- ・ 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくことになります。その際には、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

---

<sup>3</sup> 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
    - － 保護者が医療従事者である場合
    - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
    - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
    - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。
- 居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。
- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
  - ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

## ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏<sup>4</sup>や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 （略）

2～6 （略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

---

<sup>4</sup> 在籍児童生徒の大部分が徒歩で通学している場合、自転車で通学している場合、バスや電車等で通学している場合により、考慮すべき範囲は異なる。

8・9 (略)

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 (略)

## 2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（1）に示すICT等も活用した家庭学習と、（2）及び（3）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

### （1）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」<sup>5</sup>に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

### （2）登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

---

<sup>5</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

### (3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようになるとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

## 3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

## 4. 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

## 5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

## 6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員につ

いても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

## 7. 子供の居場所確保に関するここと

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

### （1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

### （2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

## 8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

## 感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



### <児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

### <学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と  
学校内における活動の態様、  
接触者の多寡、  
地域における感染拡大の状況、  
感染経路の明否等

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接觸者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

## 感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等  
(「感染拡大警戒地域」)



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業  
実施せず

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請



臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

事務連絡  
令和2年4月17日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所や放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）の対応については、これまで「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししてきたところですが、改めて下記のとおりお示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

記

1. 保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」等に即して、嘱託医等へ相談し、関係機関へ速やかに報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うこと。
2. また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等に基づき、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園等について速やかに判断すると

ともに、臨時休園等の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。臨時休園等を行う場合には、改めて保護者への情報提供を適切に行うこと。

以上

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## (2) 感染症発生時の対応

- 感染症が発生した場合には、嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うことが重要である。
  - 嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行う。
  - 感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・<sup>せつ</sup><sup>おう</sup>嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒する。
  - 施設長の責任の下、感染症の発生状況を記録する。この際には、入所している子どもに関する事項だけではなく、職員の健康状態についても記録する。

子どもや職員が感染症に罹患していることが判明した際には、嘱託医等へ相談し、感染症法、自治体の条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、市区町村、保健所等に対して速やかに報告します。また、嘱託医、看護師等の指示を受け、保護者に対して、感染症の発症状況、症状、予防方法等を説明します。さらに、施設長の責任の下、子どもや職員の健康状態を把握し、記録するとともに、二次感染予防について保健所等に協力を依頼します。

保育所内での感染拡大防止の観点から、手洗いや排泄物・<sup>せつ</sup><sup>おう</sup>嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒することも重要です。

### (具体的な対応)

- ・予防接種で予防可能な感染症が発生した場合には、子どもや職員の予防接種歴及び罹患歴を速やかに確認します。
- ・未罹患で予防接種を必要回数受けていない子どもについては、嘱託医、看護師等の指示を受けて、保護者に対して適切な予防方法を伝えるとともに、予防接種を受ける時期について、かかりつけ医に相談するよう説明します。
- ・麻疹や水痘のように、発生(接触)後速やかに(72時間以内に)予防接種を受けることで発症の予防が期待できる感染症も存在します。このため、これらの感染症に罹患したことなく、かつ予防接種を受けていない、感受性が高いと予想される子どもについては、かかりつけ医と相談するよう保護者に促します。なお、麻疹や水痘の発生(接触)後72時間以上が経過していても、予防接種が実施されることがあります。また、保健所と連携した感染拡大防止策の一環として、感受性のある者については、本人の感染予防のために登園を控えるようお願いすることがあります。
- ・感染拡大防止のため、手洗いや排泄物・<sup>せつ</sup><sup>おう</sup>嘔吐物の適切な処理を徹底します。また、感染症の発生状況に対応して消毒の頻度を増やすなど、施設内を適切に消毒します。食中毒が発生した場合には、保健所の指示に従い適切に対応します。
- ・感染症の発生について、施設長の責任の下、しっかりと記録に留めることが重要です。この際には、①欠席している子どもの人数と欠席理由、②受診状況、診断名、検査結果及び治療内容、③回復し、登園した子どもの健康状態の把握と回復までの期間、④感染症終息までの推移等について、日時別、クラス(年齢)別に記録するようにします。また、入所している子どもに関する事項だけでなく、職員の健康状態についても記録することが求められます。

(参考) 保育所において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）（関係箇所抜粋）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（職員における感染対策について）

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝えて、理解と協力が得られるようにしておく必要があります。

感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける必要があります。感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧めます。

#### <参考情報>

「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月30日雇児保発1130 第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)には、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本が示されています。放課後児童クラブにおける感染症対策のあり方を検討するに当たって参考にしてください。

事務連絡  
令和2年4月24日

各  
 都道府県  
 指定都市  
 中核市

保育主管部（局）  
 地域子ども・子育て支援事業主管部（局）

御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
 厚生労働省子ども家庭局保育課  
 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について下記のとおりお示ししますので、管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

記

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

以上

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

事務連絡  
令和2年4月23日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において臨時休業を行う場合の留意事項及び園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月25日付け事務連絡)等でお示ししたとおりですが、このたび、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」(令和2年4月23日付け事務連絡)が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている園児に関して、定期的(概ね1週間に1回以上)にその状況を確認していただくなど、関係機関と緊密に連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095  
Fax : 03 (3581) 2521

事務連絡  
令和2年4月24日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な園児への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月25日付け事務連絡)等でお示ししたとおりですが、このたび、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」(令和2年4月24日付け事務連絡)が別添のとおり発出されました。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095  
Fax : 03 (3581) 2521